

量研/QSTの寄附金税制優遇について（令和5年12月版）

当機構(法人)は、所得税法施行令第 217 条第 1 項第 1 号及び法人税法施行令第 77 条第 1 項第 1 号に該当する「特定公益増進法人」です。当機構への寄附金（の一部）については、以下のような税法上の優遇措置が適用されます。

ただし、以下の寄附につきましては優遇措置の対象にはなりませんので、あらかじめご了承ください。

- ・ 出資業務に用途を指定して行われた寄附金
- ・ 寄附金の用途を出資業務に限定して募集された寄附金

1. 個人からのご寄附の場合

(1) 所得税に対する寄附金控除（所得控除）

寄附金控除は次の算式で計算します。

$$\text{（寄附金控除額）} = \text{（その年中に支出した特定寄附金の額の合計額）} - \text{（2 千円）}$$

注：特定公益増進法人の主たる目的である業務に関連する寄附金は、特定寄附金とされています。

注：特定寄附金の額の合計額は、所得金額の 40%相当額が限度です。

寄附金控除の結果、減額される所得税額は、次の②から①を差し引いた金額となります。

①寄附金控除の確定申告をしない場合の所得税額

$$= \text{課税される所得金額} \times \text{所得税率} - \text{控除額}$$

②寄附金控除の確定申告をした場合の所得税額

$$= \{ \text{課税される所得金額} - \text{（寄附金額} - \text{2 千円）} \} \times \text{所得税率} - \text{控除額}$$

注：課税される所得金額は、給与所得者の場合、給与所得から基礎控除、配偶者控除、扶養控除、社会保険料控除、生命保険料控除等の所得控除項目を控除した金額をいいます。

【減額される所得税額の目安】

		課税される所得金額 (所得税率) [控除額]				
		250 万円 (10%) [97,500 円]	500 万円 (20%) [427,500 円]	750 万円 (23%) [636,000 円]	1,000 万円 (33%) [1,536,000 円]	2,000 万円 (40%) [2,796,000 円]
		1 万円	10 万円	30 万円	100 万円	
寄 附 金 額	1 万円	¥800	¥1,600	¥1,840	¥2,640	¥3,200
	10 万円	¥9,800	¥19,600	¥22,540	¥32,340	¥39,200
	30 万円	¥29,800	¥59,600	¥68,540	¥98,340	¥119,200
	100 万円	¥99,800	¥199,600	¥229,540	¥329,340	¥399,200

注：あくまで目安ですのでご参考としてお取り扱いください。

【優遇措置を受けるためには】

寄附金を支出した年の所得税に対して寄附金控除を受ける場合、税務署へ「所得税の確定申告」時の添付書類として、当機構が発行する寄附金領収書を提出ください。

（「特定公益増進法人である旨の証明書」を求められる場合：当機構は、国立研究開発法人です。国立研究開発法人は、独立行政法人であるため、「特定公益増進法人である旨の証明書」の提出は不要です。）

(2) 住民税（都道府県民税／市区町村民税）に対する寄附金控除

①都道府県民税

千葉県、群馬県、宮城県、青森県、及び京都府の各府県の条例により指定を受けた量研（及び他の団体等）へ寄附金を支出した年の翌年の1月1日現在、該当する県の住所に住民票がある方は、総所得金額の30%を限度として、住民税（都道府県民税）の寄附金税額控除の適用を受けることが出来ます。

【控除額の算出方法（概算）】

$$\text{控除額} = (\text{寄附金} - 2 \text{ 千円}) \times (\text{下記県別控除率})\%$$

千葉県(千葉市以外)4% / 千葉県(千葉市)2% / 群馬県4% / 宮城県(仙台市以外)4% / 宮城県(仙台市)2% / 青森県 4% / 京都府(京都市以外)4% / 京都府(京都市)2%

②市区町村民税

千葉県千葉市、群馬県高崎市、群馬県桐生市、宮城県仙台市、青森県六ヶ所村、及び京都府木津川市の各市・村の条例により指定を受けた量研（及び他の団体等）へ寄附金を支出した年の翌年の1月1日現在、該当する市・村の住所に住民票がある方は、総所得金額の30%を限度として、住民税（市区町村民税）の寄附金税額控除の適用を受けることが出来ます。

【控除額の算出方法（概算）】

$$\text{控除額} = (\text{寄附金} - 2 \text{ 千円}) \times (\text{下記市・村別控除率})\%$$

千葉市8% / 高崎市6% / 桐生市6% / 仙台市8% / 六ヶ所村6% / 木津川市6%

(住民税額の寄附金控除率は、都道府県民税と市区町村民税の合計10%となります。)

【優遇措置を受けるためには】（都道府県民税／市区町村民税 共通）

住民税と所得税の双方の寄附金控除を受ける場合は、寄附金を支払った翌年の3月15日までに、税務署へ「所得税の確定申告」が必要です。この時、住民税の優遇措置を受ける方は、申告書第二表「○住民税に関する事項」の「寄附金税額控除」欄の記載も必要です。なお、「所得税の確定申告」をしない方で、住民税の寄附金控除を受ける場合は、寄附金を支払った年の翌年1月1日現在の住所所在の県内の市・村に対する簡易な申告（県民税と市・村民税の申告）が必要です。また、申告にあたっては、当機構が発行する以下の書類が必要です。

千葉県/千葉市：「寄附金領収書」

群馬県：「寄附金領収書」及び「個人の県民税控除対象寄附金受領証明書」

高崎市/桐生市：「寄附金領収書」及び「寄附金受領証明書」

宮城県/仙台市：「寄附金領収書」及び「寄附金受領証明書」

青森県/六ヶ所村：「寄附金領収書」

京都府：「寄附金領収書」及び「寄附金受領証明書」

木津川市：「寄附金領収書」及び「寄附金受領証明書」

住民税の寄附金控除は、寄附をした年の翌年1月1日現在の住所地の都道府県・市区町村における条例によって量研（及び他の団体等）の指定状況により適否が決定されます。

例えば、量研（及び他の団体等）に寄附をした年の翌年の1月1日時点の住所地が、上記に該当する区域の場合は、住民税の寄附金税額控除の適用を受けられます。また、寄附時点の住所地が、上記に該当する区域でない場合であっても、寄附をした翌年1月1日時点の住所地が、（転居等によって）上記に該当する区域となった場合は、住民税の寄附金税額控除の適用を受けられます。ご不明の場合は、確定申告を行う税務署又は、お住まいの市区町村にご相談ください。

2. 法人からのご寄附の場合

○法人が支出した寄附金の損金算入

当機構（特定公益増進法人）に対する寄附金は、次のいずれか少ない金額が、一般の寄附金とは別枠で損金の額に算入されます。

(1) 特定公益増進法人に対する寄附金の合計額

(2) 特別損金算入限度額

$$= \left[\text{資本金等の額} \times \frac{\text{当期の月数}}{12} \times \frac{3.75}{1,000} + \text{所得の金額} \times \frac{6.25}{100} \right] \times \frac{1}{2}$$

【優遇措置を受けるためには】

当機構へ寄附金を支出した日を含む事業年度の確定申告書の提出にあたっては、当機構が発行する寄附金領収書が必要となります。

掲載情報の正確性には留意しておりますが、掲載情報が税法や条例の改正等に対応できていないおそれもありますので、詳細につきましては国税庁や自治体のホームページ等にてご確認ください。

○国税庁のホームページ（個人／法人共通）

<https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/taxanswer/shotoku/1150.htm>

https://www.nta.go.jp/publication/pamph/koho/kurashi/html/04_3.htm

○国税庁ホームページ（個人／インターネットでの寄附金控除(確定申告)の方法をご紹介)

<https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/shinkoku/tebiki/2018/pdf/005.pdf>

○総務省のホームページ（都道府県・市区町村が条例で指定する団体への寄附金について）

https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/jichi_zeisei/czaisei/czaisei_seido/79172_2_kojin.html

○地方自治体のホームページ

・千葉県ホームページ

<https://www.pref.chiba.lg.jp/zeimu/aramashi/kifukinkoujo.html>

・千葉県千葉市ホームページ

https://www.city.chiba.jp/zaiseikyoku/zeimu/kazeikanri/kojinshotokuwarisanshutu.html#kifukinz_eigakukoujo

・群馬県のホームページ

<https://www.pref.gunma.jp/site/tax/5407.html>

・群馬県高崎市のホームページ

<https://www.city.takasaki.gunma.jp/docs/2014011601697/>

・群馬県桐生市のホームページ

<https://www.city.kiryu.lg.jp/kurashi/zei/shiminzei/1000667.html>

・宮城県のホームページ

<https://www.pref.miyagi.jp/soshiki/zeimu/kihukoujo.html>

・宮城県仙台市のホームページ

<https://www.city.sendai.jp/shiminze-kikaku/kurashi/tetsuzuki/zekin/kojin/sedo.html>

・青森県のホームページ

https://www.pref.aomori.lg.jp/soshiki/soumu/zeimu/024_01koken_index.html

・青森県六ヶ所村のホームページ

<https://www.rokkasho.jp/index.cfm/10,344,20,104.html>

・京都のホームページ

<https://www.pref.kyoto.jp/zeimu/1257319314982.html>

・木津川市のホームページ

<https://www.city.kizugawa.lg.jp/index.cfm/6,109,15.html>